

平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則

社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条（附則第二項において準用する場合を含む。）、第四条、第五条及び第十条の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則を次のように定める。

（この省令の趣旨等）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校の指定又は同項第四号の規定による高等学校若しくは中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の指定（第五条第一号及び第十二条第一項において「指定」という。）に関しては、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号。以下「令」という。）に定めるもののはか、この省令の定めるところによる。

（養成課程）

第二条 法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第五号に規定する学校における養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。

2 法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等における養成課程は、昼間課程及び夜間課程とする。

3 第一項に規定する昼間課程、夜間課程及び通信課程は、併せて設けることができる。前項に規定する昼間課程及び夜間課程についても、同様とする。

（社会福祉士の養成に係る学校の指定基準）

第三条 法第七条第一号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成学校」という。）に係る令第一条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

（入学の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。）

イ 入学の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

（1） 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第一号

二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下

「施行規則」という。）第一条の三第二項各号に掲げる者

（2） 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職

大学の三年の前期課程を含む。次条第一号イ（2）において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては修了した者。以下この号において同じ。）（夜間ににおいて授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第一条の三第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

（3） 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次条第一号イ（3）において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者又は施行規則第一条の三第八項に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

（4） 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第二号に規定する養成機関（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福

ハ 口

教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

ニ 別表第一に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生（生徒を含む。以下同じ。）の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ ニの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

ヘ ニの専任教員のうち一人はソーシャルワークの理論と方法（専門）又はソーシャルワーク演習（専門）を、一人はソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授できる者であること。

ト ソーシャルワーク演習を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

（1） 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

（2） 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習（専門）を、一人はソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授できる者であること。

（3） 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設に於いて、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

（4） 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として必要な知識及び技能を修得せられた者である。

（5） 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第五条第一号トの（1）から（4）までに掲げる者

チ ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授する教員は、トの（1）から（4）までに掲げる者のいずれかであること。

リ ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を教授する教員の員数は、それぞれ学生二十人につき一人以上とする者である。

ヌ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の普通教室を有すること。

ル 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行ふための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行ふための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ヲ 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

ワ 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、ソーシャルワーク実習を行ふのに適当なもの（以下この号及び第九条第一項第十号において「実習施設等」という。）をソーシャルワーク実習に利用できること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ヲ 実習施設等におけるソーシャルワーク実習（市町村においてソーシャルワーク実習を行ふ場合を含む。ヨにおいて同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、



成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

九 別表第四の二に定める教員を有する者とし、専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目的編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、専任教員課程修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目的編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、専任教員課程修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

九の三 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有する者と認められる者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

十 一学級の定員は、五十人以下であること。

十一 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の普通教室を有すること。

十二 介護実習室及び入浴実習室並びに調理設備を有すること。

十三 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

十四 介護実習は、次に掲げる内容の実習により構成され、介護実習の総時間数に対する口の実習の時間数の割合が三分の一以上であるとともに、次に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ次イ 介護実習を行ふのに適当な施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるもの（以下この員の配置について介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものにおいて行われる実習 介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として三年以上定める者を実習指導者とすること。

ロ 次に掲げる要件に適合する介護実習施設等において行われる実習 介護福祉士の資格を得た後三年以上の実務経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者

（1） 実習における指導のマニュアルを整備するとともに、実習指導者を中心とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が三割以上であること。

（2） 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。

（3） 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。

（4） 介護実習施設等における介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されること。

十五 一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

十六 専任の事務職員を有すること。

十七 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十八 入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

第六条 法第四十条第二項第二号に規定する学校及び同項第三号に規定する学校（施行規則第二十条第一号に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等を卒業した者に対する教育を行うものに限る）（別表第四において「第一号等学校」という。）に係る令第二号において「第一号等学校」として定める基準は、入学の資格は、学校教育法に基づく大学において法第四十条第二項第一号に規定する社会福祉士に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期

課程を修了した者を含む。）若しくは施行規則第十九条各号に規定する者又は学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第二号に掲げる社会福祉士短期養成施設等又は社会福祉士一般養成施設等が大学である場合において、当該大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて同号に掲げる社会福祉士短期養成施設等若しくは社会福祉士一般養成施設等を卒業したものであることとするものであること。

二 修業年限は、一年以上（夜間課程にあっては、二年以上）であること。

三 介護実習は、前条第十四号イ及びロに掲げる内容の実習により構成され、同号ロの実習の時間数が百五十時間以上であるとともに、同号に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ同号イ及びロに定める者を実習指導者とすること。

四 前条第三号から第六号まで、第八号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに該するものであること。

第五条 法第四十条第二項第三号に規定する学校（施行規則第二十条第一号に掲げる学校その他の施設を卒業した者に対する教育を行うものに限る。別表第四において「第三号学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入学の資格は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（施行規則第二十条第一号に掲げる学校その他の施設が大学である場合において、当該大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて同号に掲げる学校その他の施設を卒業した者であること。

二 修業年限は、一年以上（夜間課程においては、二年以上）であること。

三 介護実習は、第五条第十四号イ及びロに掲げる内容の実習により構成され、同号ロの実習の時間数が百五十時間以上であるとともに、同号に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ同号イ及びロに定める者を実習指導者とすること。

四 第五条第三号から第六号まで、第八号から第十三号まで及び第十五号から第十八号までに該当するものであること。

五 第七条の二 法第四十条第二項第五号に規定する学校（別表第四の二において「第五号学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 修業年限は、六月以上（施行規則第二十一条第三号に掲げる者にあっては、一月以上）であること。

ハ 教育の内容は、別表第四の二に定めるもの以上であること。

二 別表第四の二に定める教育の一部を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

三 別表第四の二に定める教員を有する者とし、専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとし

てあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

（1） 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

（2） 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し



- 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 九 教授用又は実習用の機械器具、模型及び図書の目録
- 十 次に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- イ 法第七条第二号又は第三号に規定する学校、実習施設等の種類、名称、所在地、設置者若しくは経営者の氏名（法人にあっては、名称）及び設置若しくは開始の年月日並びに当該実習施設等における実習用設備の概要及び実習指導者の氏名
- ロ 法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等、介護実習施設等の種類、名称、所在地、設置者又は経営者の氏名（法人にあっては、名称）及び設置又は開始の年月日並びに当該介護実習施設等における実習用設備の概要及び実習指導者の氏名
- ハ 法第四十条第二項第五号に規定する学校、面接授業を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名（法人にあっては、名称）並びに当該他の学校等において実施する面接授業の科目
- 十一 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 十二 令第九条の規定により読み替えて適用する令第三条の書面には、前項第一号から第十号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 十三 令第九条の規定により読み替えて適用する令第三条の書面には、前項第一号から第十号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 十四 法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等に係る第一項の申請書又は前項の書面には、第一項第十号又は口に掲げる実習施設等若しくは市町村又は介護実習施設等における実習を承諾する旨の当イ又は口に掲げる実習施設等若しくは市町村又は介護実習施設等における実習を承諾する旨の当該実習施設等の設置者若しくは経営者若しくは当該市町村の長又は当該介護実習施設等の設置者若しくは経営者の承諾書を添えなければならない。
- 十五 通信課程を設ける学校にあっては、前三項に規定するもののほか、次に掲げる事項を第一項の申請書又は第二項の書面に記載しなければならない。
- 十六 通信養成を行う地域
- 十七 添削その他の指導の方法
- 十八 面接授業の実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- 十九 課程修了の認定の方法
- 二十 （変更の承認又は届出を要する事項）
- 二十一 第十条 令第四条第一項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員及び学級数に関する事項に限る。）、同条第一項第八号に掲げる事項又は同条第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項とする。
- 二十二 令第四条第二項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員及び学級数に関する事項に限る。）、同項第七号に掲げる事項（専任教員に関する事項を除く。）、同項第十号イ若しくはロに掲げる実習施設等若しくは市町村若しくは介護実習施設等に関する事項、同号ハに掲げる他の学校等に関する事項又は同条第四項第三号若しくは第四号に掲げる事項とする。
- 二十三 前学年度における教育実施状況の概要
- 二十四 当該学年度の学年別学生数
- 二十五 前学年度における教員及び実習指導者の異動（実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は同項第四号に規定する高等学校等に限る。）

四 前学年度の卒業者数  
(指定取消しの申請書の記載事項)

五 第十二条 令第八条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 指定の取消しを受けようとする理由

二 在学中の学生があるときは、その措置

三 令第九条の規定により読み替えて適用する令第八条の書面には、前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

四 (講習会修了者名簿の提出)

五 第十三条 第三条第一号ト（4）及びワ、第五条第六号、第九号の二及び第十四条ロ並びに第七条の二第一号ホに規定する講習会を行う者は、当該講習会を行ったときは、遅滞なく、当該講習会の課程を修了した者の氏名、性別、当該講習会の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

六 第十四条 第十五条前条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

七 第十五条 令第八条の申請書には、次に表に定めるもの以上であること。

八 第十六条 令第八条の申請書には、次に表に定めるもの以上であること。

特例高等学校等（専攻科及び別科を除く。）	教科	科目	単位数	二 教育の内容は、次の表に定めるもの以上であること。					
				社会福祉基礎	介護福祉基礎	コミュニケーション技術	生活支援技術（医療的ケアを含む。）	介護過程	介護総合演習
特例高等学校等の専攻科（修業年限が二年以上のものに限る。）	合計	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術（医療的ケアを含む。） 介護過程 介護総合演習 介護実習 ここるとからだの理解 人間と社会に関する選択科目	四	五	四	二	三	七	二
二三	七	二	四	四	三	五	五	四	四

合計	三 人間と社会に関する選択科	四 五 介護実習
三四	三四	三四

備考

各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目の単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間（一単位時間を五十分とする。）を一単位として計算することを標準とする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接指導とするものとする。

三 前号の表に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有すること。

四 介護実習について適当な実習指導者による指導が行われること。

五 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

（介護福祉士の養成に係る教務に関する主任者等の経過措置）

第九条から第十二条までの規定は、特例高等学校等の指定について準用する。

（介護福祉士の養成に係る高等學校等における医療的ケアを教授する教員の経過措置）

第二条の二 医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の中間を有する者又は法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八条第六号の規定にかかわらず、当分の間、法第四十条第二項第四号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。

（助教授の在職に関する経過措置）

第三条 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第七項の助教授の職にあつた者は、第三条第一号トの規定の適用については、准教授の職にあつた者とみなす。

（社会福祉士の養成に係る専任教員等の経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に指定を受けている法第七条第二号若しくは第三号に規定する学校において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第四十二号）第二条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）次条第四項及び附則第七条において「旧指定規則」という。別表第一の社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習又は社会福祉援助技術現場実習指導を教授する専任教員又は教員については、第三条第一号ト、同条第二号イ、第四条第一号ト又は同

条第二号ロの規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、専任教員又は教員として相談援助演習、相談援助実習又は相談援助実習指導を教授することができる。

二号イ、第四条第一号ト又は同条第二号ロの規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者を実習指導者とすることができる。

三 相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第三条第一号ワ、同条第一号ト又は同

条第二号ロの規定にかかるとおりの実務経験を有する者を実習指導者として厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者は、介護実習の実習指導者とすることができる。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置）

第六条 この省令の施行の際現に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任である者若しくは福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任である者又は平成二十一年四月二日から平成二十六年四月一日までの間に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任となつた者若しくは福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任となつた者については、第八条第三号の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間は、教務に関する主任者となることができる。

二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の規定により授与された福祉の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者は又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者（次項において「免許状所持者等」という。）であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八条第四号の規定の適用については、当分の間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。

三 免許状所持者等であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八条第五号の規定の適用については、当分の間、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有するものとみなす。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第六十二号。以下この条において「改正令」という。）附則第四条の規定に基づき読み替えて適用する改正令

の業務に従事した者又は平成二十一年三月二十一日までの間において第三条第一号ワに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

（介護福祉士の養成に係る教務に関する主任者等の経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に指定を受けている法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校における教務に関する主任者については、第五条第六号、第六条第四号及び第七条第四号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、第五条第六号に規定する教務に関する主任者となることができる。

二 この省令の施行の際現に指定を受けている法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校における教務にあつて医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者については、当該学校においてこころとからだのしくみの領域における一貫性及び統一性が確保された科目的編成、授業の運営等を行うための必要な体制の確保が適切に講じられる責任を有する者となることができる。

三 この省令の施行の際現に指定を受けている法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校における教員であつて医師、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者となることができる。

四 この省令の施行前に旧指定規則第七条第一項第五号に規定する講習会の課程を修了した者は、第五条第六号に規定する講習会の課程を修了したものとみなす。

五 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所において介護実習の指導を行っている場合には、第五条第九号、第六条第四号又は第七条第四号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、第五条第九号に規定する責任を有する者となることができる。

六 この省令の施行前に旧指定規則第七条第一項第五号に規定する講習会の課程を修了した者は、第五条第六号に規定する講習会の課程を修了したものとみなす。

七 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号、第六条第四号又は第七条第四号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、介護福祉士の資格を取得した後三年以上の実務経験を有する者を実習指導者とすることができる。

八 この省令の施行前に旧指定規則第七条第一項第五号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

九 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

一〇 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

一一 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

一二 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

一三 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

一四 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

一五 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

一六 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

一七 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

一八 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

一九 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

二〇 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

二一 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

二二 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

二三 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

二四 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

二五 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

二六 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

二七 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

二八 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

二九 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

三十 この省令の施行の際に介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第六条第二項に規定する主務省令で定める基準（改正令の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士の養成に係る学校において社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る基準をいう。）は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準

一 法第七条第一号に規定する学校 旧指定規則第五条に定める基準

二 法第七条第三号に規定する学校 旧指定規則第六条に定める基準

三 法第三十九条第一号に規定する学校 旧指定規則第七条第一項に定める基準

四 法第三十九条第二号に規定する学校 旧指定規則第七条第二項に定める基準

五 法第三十九条第三号に規定する学校 旧指定規則第七条第三項に定める基準

附 則（平成二一年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第三号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年八月一日文部科学省・厚生労働省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一〇月二一日文部科学省・厚生労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第四号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等の指定に関する経過措置）

2 第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条に定める基準による社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第四号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

附 則（平成二六年六月二五日文部科学省・厚生労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第四号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）別表二法第三十九条第一号に規定する学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準

一 法第七条第一号に規定する学校 旧指定規則第六条に定める基準

二 法第七条第三号に規定する学校 旧指定規則第七条第一項に定める基準

三 法第三十九条第二号に規定する学校 旧指定規則第七条第二項に定める基準

四 法第三十九条第三号に規定する学校 旧指定規則第七条第三項に定める基準

附 則（平成二一年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第三号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一二月二二日文部科学省・厚生労働省令第五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年八月七日文部科学省・厚生労働省令第三号）  
(施行期日等)

この省令は、公布の日から施行する。

第一 条 この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）別表二の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第三条において「法」とい

う。）第四十条第二項第一号に規定する学校（以下「第一号学校」という。）のうち修業年限が

四年以上のもの又は同項第二号若しくは第三号に規定する学校 平成三一年四月一日

二 第一号学校のうち修業年限が三年以上四年未満のもの 平成三二年四月一日

三 第一号学校のうち修業年限が二年以上三年未満のもの 平成三十三年四月一日

（経過措置）

第二 条 新規則別表第四の規定の適用の日の前日において現に指定を受けている第一号学校において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

第三 条 新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、新規則別表第四の規定の適用前においても、同表の規定の例により行うことができる。

附 則（令和元年一二月三日文部科学省・厚生労働省令第四号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令和二年三月六日文部科学省・厚生労働省令第一号）抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一二月三日文部科学省・厚生労働省令第四号）

この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新学校規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用し、当該各号に定める日の前日において現に社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けている学校（以下「社会福祉士学校」という。）において社会福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、なお従前の例によることができる。

一 社会福祉士学校のうち修業年限が三年を超えるものの 令和三年四月一日

二 社会福祉士学校のうち修業年限が二年を超えるものの 令和四年四月一日

三 社会福祉士学校のうち修業年限が一年を超える二年以下のもの 令和五年四月一日

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日以後に社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二項各号に規定する新学校規則の規定の適用前においても、新学校規則の規定の例により行うことができる。

附 則（令和四年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第二号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

別表第一（第三条、第四条関係）

科目	時間数
校 社会福祉士短期養成学校	社会福祉士一般養成学校
三〇	三〇



三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。

別表第四の二（第七条の二関係）

科目	時間数	
人間の尊厳と自立	五五	
社会の理解 I	三〇	
社会の理解 II	二〇	
介護の基本 I	二〇	
介護の基本 II	二〇	
コミュニケーション技術	二〇	
生活支援技術 I	二〇	
生活支援技術 II	二〇	
介護過程 I	二〇	
介護過程 II	二〇	
介護過程 III	二〇	
ここるとからだのしくみ I	二〇	
ここるとからだのしくみ II	二〇	
発達と老化の理解 I	二〇	
発達と老化の理解 II	二〇	
医療的ケア	二〇	
認知症の理解 I	一〇	
認知症の理解 II	一〇	
障害の理解 I	一〇	
障害の理解 II	一〇	
発達と老化の理解 I	一〇	
発達と老化の理解 II	一〇	
合計	四五〇	
備考	一 介護過程 IIIについては、面接授業により行うものとする。 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。 三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。 四 第五号学校における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。	
別表第五（第八条関係）		
高等学校等（専攻科及び別科を除く。）	教科	
公民、理科又は家庭	福祉	
人間と社会に関する選択科目	科目	
四 八 一 三 四 四 二 五 四	単位数	

合計	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術（医療的ケアを含む。）	高等学校等の専攻科（修業年限が 二年以上のものに限る。）
五三	五三	四十二
五三	三三	三三
五三	四八	四八

備考	一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。 三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。	合計
別表第六（第八条関係）	学生の総定員 八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人以上	教員数 六三十 + (学生の総定員 - 80) / 40 + (学生の総定員 - 200) / 50

合計	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術（医療的ケアを含む。）	高等学校等の専攻科（修業年限が 二年以上のものに限る。）
五三	五三	四十二
五三	三三	三三
五三	四八	四八